

◎議 事 日 程（第5号）

令和5年6月23日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 議案第22号 愛西市税条例の一部改正について
日程第3 議案第23号 愛西市火災予防条例の一部改正について
日程第4 議案第24号 土地の取得について
日程第5 議案第25号 救助工作車購入契約の締結について
日程第6 議案第26号 令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第27号 令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8 請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書
日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
日程第10 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（18名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	山 田 門左エ門 君
7番	吉 川 三津子 君	8番	杉 村 義 仁 君
9番	角 田 龍 仁 君	10番	石 崎 誠 子 君
11番	原 裕 司 君	12番	佐 藤 信 男 君
13番	近 藤 武 君	14番	神 田 康 史 君
15番	鬼 頭 勝 治 君	16番	山 岡 幹 雄 君
17番	高 松 幸 雄 君	18番	竹 村 仁 司 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	平 尾 理 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	田 口 貴 敏 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	人 見 英 樹 君
健康子ども部長	清 水 栄利子 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君

上下水道部長 山田英穂君

消防長 加藤義久君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 鷺尾和彦

議事課長 大原守人

書 記 村瀬俊彦

書 記 杉本昌哉

午前9時30分 開議

○議長（杉村義仁君）

改めまして、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（杉村義仁君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託いたしました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（石崎誠子君）

総務文教委員会の結果を報告いたします。

総務文教委員会は、6月16日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

議案第22号：愛西市税条例の一部改正については、主な質疑で、森林環境税については税収はどの程度増えるのか、住民負担はどれくらいになるのか。また、森林環境譲与税として国から譲与された額は幾らかとの質問に対し、令和4年度の個人住民税均等割の課税対象者は3万2,650人で、森林環境税の課税額1人当たり1,000円で算出すると3,265万円になる。また、森林環境譲与税は国から市に約9割、県に約1割が分配され、令和4年度では636万2,000円であったという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、2款1項14目18節自主防犯活動促進事業費で、防犯カメラ設置については多数の行政区から申請があった場合どのような対応をされるのか。また、申請が4台に達したら締め切られるのかとの質問に対し、8月1日から8月31日までの受付が4件を超えた場合は抽せんにより補助対象の団体を決定することとなるが、8月31日時点で4件を超えていなければ先着順となる。まずは、申請前に危機管理課に意思表示、相談等をしていただきたい。また、設置費が上限に達しない場合は、予算の範囲内であれば申請を受け付けるという答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第26号のうち、当委員会に付託を受けました部分については、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書については、紹介議員への主な質疑で、インボイス制度については年収1,000万円以下の事業者に対する免税をなくす制度ではなく、国としては平等に税金を納めてもらうことを目的とした制度であるのではないかとの質問に対し、インボイス制度が導入されることで、年収1,000万円以下の事業者が税負担による廃業や大変な思いをすることが考えられるため、中小零細企業に対し負担をかけるような制度はやめるべきとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論がそれぞれあり、採決の結果、請願第1号は、賛成少数で不採択となりました。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長報告をお願いします。

#### ○建設福祉委員長（原 裕司君）

建設福祉委員会の結果を報告いたします。

建設福祉委員会は、6月15日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第24号：土地の取得について、主な質疑では、社会資本整備総合交付金を活用し土地の購入をするとのことだが、その財源の詳細はの質疑に対し、令和4年度土地の取得が1億9,625万571円で、社会資本整備総合交付金が3,250万円、令和5年度は土地の取得が1億5,789万8,500円で、社会資本整備総合交付金は見込みの数値ではあるが2,100万円で、土地の取得のほか実施設計、工事費にも活用するとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第25号：救助工作車購入契約の締結について、主な質疑では、見積業者と予定価格はの質疑に対し、見積業者は株式会社モリタ、平和機械株式会社、内外物産株式会社の3社で、予定価格は税抜きで1億2,724万1,150円との答弁でした。また、救助工作車の更新基準及び年間の整備等に係る維持費はの質疑に対し、更新基準は、車両整備計画によりおおむね20年、維持費は2年ごとの車検、3か月ごとの点検、資機材の定期点検で約30万円のコストがかかるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託を受けました部分について、主な質疑では、2款総務費、9項5目住民税非課税世帯支援事業費、19

節扶助費の物価高騰重点支援給付金で、住民税非課税世帯の対象範囲はの質疑に対し、住民税の課税がされている方の税法上の扶養親族であっても、別居、世帯分離により別世帯で非課税となっている方も対象とし補正額を組んでいるとの答弁でした。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節の新規就農事業者のこれまでの実績はの質疑に対し、新規就農者は、平成29年から現在までで17名。17名のうち後継者2名で、事業補助金対象者は3名となっているとの答弁でした。

質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑の後、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（杉村義仁君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第22号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第2・議案第22号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第22号：愛西市税条例の一部改正について、反対討論をいたします。

反対の理由については、森林環境税の賦課課税を行うことができる条例改正の内容となっているためです。この森林環境税についての問題点について、3点ほど述べます。

1点目は、住民税均等割課税1人当たり1,000円という逆進性の高い税金であるということです。従来の復興特別住民税が名前を変えて徴収される可能性があるということです。

2点目には、森林と環境のための税金としながら、企業、大企業に対する課税は行わないということです。森林と環境については、社会的に責任がある企業、大企業に課税することが当然であります。

3点目には、愛西市民から3,265万円を徴収し、636万円が譲与税として交付されることとなります。森林環境税という国税を新設するのではなく、国の一般会計から歳出を行い、地方には地方交付税措置という形で地域の特性に応じた施策ができることが重要であります。そのことを市として国に求めていくことが必要であります。

以上の3点の理由で条例の森林環境税の賦課課税を行うという内容の条例のため、反対とさせていただきます。

また、条例改正の内容では、附則の改正により新たな税負担の軽減策というものが始まります。周知をしっかりとさせていただくよう求め、討論とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第22号を採決いたします。

議案第22号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第23号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第3・議案第23号：愛西市火災予防条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第23号を採決いたします。

議案第23号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第24号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第4・議案第24号：土地の取得についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第24号：土地の取得について反対討論を行います。

今回、取得する土地は、道の駅周辺事業に伴う公園用地の取得であります。この道の駅周辺整備事業は、事業規模、維持管理などの市の負担、公園の在り方など多くの疑問、問題があり

ます。これまで公園整備については、バーベキュー施設の開設など集客に重点が置かれ、公園のメインである花はす田が縮小されるような計画にもなっています。今の道の駅周辺事業そのものに関して大変大きな疑問があり、今回、この議案に対しては反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、6番・山田門左エ門議員、どうぞ。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、議案第24号：土地の取得について、反対の立場で討論します。

立田道の駅周辺整備事業に伴う用地取得について、3つの点で反対します。

1点目ですが、本事業における開発費用、当初35億円だったものが既に49億円を超える費用と、非常に高額になっていること、本市では小・中学校や消防施設の老朽化など児童や住民のための施設整備が喫緊の課題となっており、観光客向けの道の駅再整備に多額の投資を行うような財政状況にはありません。

以上のとおりで、私としては反対の立場で討論いたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第24号：土地の取得について、反対の立場で討論いたします。

議会でも申し上げているように、犬山市は道の駅計画を凍結しました、そして日進市は、この道の駅事業に対し指定管理料ゼロ円で指定管理の公募をすることを明らかにしています。愛西市では、現在の道の駅の指定管理料はゼロ円ですが、新たな道の駅の指定管理料は、サウンディング調査の中で年間8,000万円から1億2,000万円必要とするという意見も出ており、この調査結果を見ると、全体を指定管理料ゼロ円で運営することは無理だと業者は言っているのだと思っております。さらに、総事業費が35億円から49億円に膨らみ、それに伴い市債返済額も膨らみます。市はこの事業の年間支出上限額を決めずに進めており、このような事業には賛成することができません。

市長は、どんなに物価が上がっているのか体感をされているのでしょうか。市民は物価高で苦しみ、今後、国も子育て支援に多額の税投入をしようとしているのですから、その財源は市民への福祉カットと費用負担を強いることになることが想像できます。

また、長寿になり身寄りのない高齢者がかなりの勢いで増えており、年金だけでは十分な介護が受けられない人も増えています。そうした中で、この道の駅事業が市民の方々の暮らしの豊かさにつながるとは、私は到底思えません。今でも遅くはないので、事業は道の駅の改修のみにとどまり、多額の維持管理費が必要な都市公園部分の凍結を要望し、反対討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、1番・馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

議案第24号：土地の取得について、賛成の立場で討論いたします。

まず、令和5年のこの用地購入について、令和5年3月定例会でもう土地の購入について予算を認めていることを大前提にして討論させていただきます。

道の駅周辺整備事業の用地取得については、令和4年度、5年度の2年間で用地を取得、その総額は3億5,414万9,121円と議案質疑でも答弁がありました。本議案は、愛西市議会に議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第49号第3条の規定による2,000万円以上、5,000平米以上の両方の基準を満たす土地取得契約のため、議会の議決が必要となり提出されているものです。今議会の一般質問においては、道の駅周辺整備事業について提案を含めて幾つか質問をさせていただきました。以前から私は、市内での消費機会を増やし経済効果を高めていくためにも、滞在時間を長くする効果を見込める都市公園整備は必要と考えています。また、市内外の来訪者の増加だけではなく、交流人口、関係人口の拡大、そして市の活性化につながると考えていますが、議会の議決を得られないときには契約は無効となり、道の駅周辺整備事業の都市公園整備に大きく影響することになります。先ほども述べたように予算は認めておりますので、本議案が議会の議決を得たときには、遅延なく契約を締結すること、また今回の道の駅周辺整備事業を計画的に進めていくことをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、2番・佐藤旭浩議員、どうぞ。

○2番（佐藤旭浩君）

議案第24号：土地の取得について、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、愛西市条例第49号第3条の規定により、2,000万円以上、5,000平米以上の用地取得の契約になるため、議会の議決が必要になります。議会の議決がなければ契約の無効にもなり、道の駅の周辺事業も大きく影響されると思います。市の取得可能なまちづくりを考え、新たな事業を展開するときには、土地の取得は必要不可欠だと考えられます。

また、尾張地区には愛西市と瀬戸市だけに道の駅がありますが、全国的に道の駅は増えてきております。その多くが、一日遊んでもらえる趣向を凝らした差別化が図られております。愛西市の道の駅の周辺事業を拠点観光として目的を達するために、就業的な利益を追求するだけでなく、交流人口や関係人口の創出、拡大を期待して、観光拠点となるよう取り組んでいただけることをお願いとして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第24号を採決いたします。

議案第24号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第25号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第5・議案第25号：救助工作車購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第25号：救助工作車購入契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

1億3,970万円という多額の契約となります。この議案に対する議会の役割は、適切な金額か、適切な業者か、適切な契約内容か、適切なプロセスを踏んでいるかのチェックをすることです。この契約の落札率は99.8%、そして予定価格以下の札を入れたのは落札業者のみで、指名業者10社のうち2社が参加せず、9社が契約資格を失う価格である予定価格以下の札を入れています。一般的に談合が疑われる入札結果であります。

官製談合は、価格を漏らさないにしてももろもろの厳しい規制と処分が職員に課せられます。業者間談合も同様です。適正な契約か否かを判断するため、私は委員会で質問をいろいろさせていただきました。その中で、この予定価格をどのようなプロセスを踏んで決めたかの確認をしたところ、指名業者のうち3社から参考見積りを取ったとのことで、後日、その金額の報告を受けることになっていました。しかし、一向に返事がなく、昨日、私から確認をさせていただきました。委員会後に話し合っただけで金額を伝えないことに決めた、知りたいのであれば情報公開請求をしてください。しかし、情報公開請求をしても業者名は非公開ですという説明がありました。業者名非公開の理由は、業者名を明かすとその業者の得意分野が分かり、業者が今後不利益を被るからというものでした。

情報公開請求で金額は開示されるならば、なぜ議会で業者名を伏せた金額が答弁できないのか。また、業者名と価格の開示が業者に不利益を与えるというのであれば、今、全国一斉に行われているネットでの入札結果詳細報告も開示できないこととなります。市は、開示が原則の情報公開制度の趣旨を無視し、開示しなくてもよい理由を探しています。本末転倒です。今まで私は様々な機関で公文書公開請求をしてきていますが、事業が終了した見積書は開示されてきています。この愛西市では、議会に情報を開示しないこの姿勢は納得ができませんし、議会としても正確な判断ができません。

また、愛西市では一般競争入札ではなく指名競争入札がいまだに多く、事前見積りの手法自体が多く、1社のみ参加となっている入札も問題なく通してしまっている状況です。そしてさらに、このように談合が疑われる事例についての事後検証もされていない愛西市の入札制度は大変問題でありますので、反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第25号：救助工作車購入契約の締結について賛成討論を行います。

消防署の救助工作車の更新に関しては必要であると考え、賛成いたします。

ただし、先ほどもありましたが、見積業者3社が入札の指名業者に入っており、そのうちの1社が、落札率が99.8%という価格で落札している状況では、やはり入札のやり方に問題があるのではないかと懸念を覚えます。見積業者と指名業者を分けたり、また予定価格の事前公表制度など、公平な入札方法の改善を求めて賛成いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第25号：救助工作車購入契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第49号第3条の規定により、議会の議決が必要となり提出されているものです。

市が保有する消防車両の中でも高額である救助工作車は、令和5年3月議会で1億4,000万円の予算を認めています。今回の契約金額1億3,970万円、従来の車両は平成13年に整備、購入金額は6,111万円と委員会でも確認しましたが、より高額車両となっております。しかし、市民の救助を円滑に行うため、また隊員の安全な活動を行うために重要な車両と考えます。

議会の議決を得られない場合は、複雑多様化する救助事案に対応が遅れることも考えられ、市民が安心安全に暮らせるまちづくりは実現されません。以上のことも含め、今議案は賛成としますが、車両配備後は救助工作車の能力を最大限に活用できるよう日々の訓練を重ねていただくことをお願いし、賛成いたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第25号：救助工作車購入契約の締結について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める内容であります。当初予算では1億4,000万円と予算計上されており、金額としては予算額に近い契約内容となっております。また、消防車両の整備計画に基づき整備、更新を実施するに当たり、20年を経過した中、故障対応が難しくなっている現状であるとの質疑の答弁でもありました。

今回、車両を更新するに当たり、地域実情や現状をしっかりと把握し、ウインチ装置やクレーン装置、資機材などを含め充足を図られた内容であると考えております。市民の皆様の安全・安心を目指す中、本市として必要であり欠かすことができない議案と考えられますので、

賛成とさせていただきます。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第25号を採決いたします。

議案第25号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第26号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第6・議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

○18番（竹村仁司君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から発言します。

コロナウイルスと共存していくウイズコロナの時代に入ったものの、経済は世界的な需要増加、国際情勢の影響などエネルギー等物価高騰は、身近な市民生活にも大きな影響を及ぼしています。今回の補正予算は、こうしたエネルギー等物価高騰対策に重点を置いた事業内容と言えます。

主なものとして、まず市民生活の応援事業として物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯給付金を支給します。また、電気・ガス・食料品など価格の高騰に直面する市民及び事業者の経済的負担を軽減するため、上水道の基本料金を4か月間免除・補助します。さらに、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を軽減し、子供を安心して育てることができるよう、保育所など給食費（副食代）の一部を支給します。子育て世帯のさらなる応援として、市内在住の小・中学校児童・生徒を持つ世帯への経済支援として、令和5年9月から令和6年3月まで学校給食費の一部補助を行います。

事業者の方への応援事業としては、エネルギー等物価高騰により厳しい経済環境に置かれている製造業者並びに施設園芸農業者及び畜産業者の負担軽減を図り、事業継続を支援します。また、物価高騰の影響を受けながら、利用児童に対して安定的な給食を実施している民間保育所等に対し、負担軽減を図るために補助します。

こうした取組は、現在の社会状況にいち早く対応し、市民生活の安定を最優先とした事業であると認めます。引き続き、限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基

本とし、施策を切れ目なく実施する補正予算として今議案に賛成します。

○議長（杉村義仁君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

主な賛成の理由は3点です。

1点目には、4月3日、日本共産党愛西市議団と日本共産党愛西市議会は、物価高騰から市民の暮らしを守るための緊急要望書を市長に提出いたしました。この内容は、国からの交付金を活用して水道料金の基本料金の減免や給食費の無償化の継続を求める内容でありました。本予算では、期限付ですが、水道料金の基本料金の減免を行う予算編成が行われたことでは評価できるところであります。

また、給食費は無償化を求めておりましたが、学校給食費について値上げ分の助成にとどまったことは残念なことであります。保育園や幼稚園については、実質的な無料となる補助を拡大したということについては評価をしております。

2点目は、事業者の物価高支援策として、市の一般財源から歳出をする中で支援の拡大をしたということについて評価ができます。

また3点目には、地域防災力の向上と詐欺被害の未然防止のための事業を行うということについても評価できるところであります。

しかしながら、物価高騰はエネルギーに限らず異次元であります。今後は、市の一般財源からの歳出を行い、水道料の基本料金の減免のさらなる延長と学校給食費の無償化の実現を求めるところであります。

また、防犯力の強化と詐欺への対応を行う事業についても、市の一般財源から歳出を行うことを求めます。

例月出納検査によると、令和5年3月末には56億7,778万円の財政調整基金があることが報告をされております。この財政調整基金を活用すれば、十分に各施策の拡大、継続を行うことは可能であります。現在の物価高騰、エネルギー高騰対策についてしっかりと今後も行っていくよう求め、賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症はまだ終息した状況とは言えないところではありますが、今回の補正予算は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億6,991万6,000円などを主な財源として、エネルギー等物価高騰対策支援事業が計上されております。

内容は、市民生活に対して需要額として住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金支援事業 1 億8,850万円、上水道料金免除補助事業 1 億8,448万6,000円、保育所等給食費緊急補助事業460万3,000円、小・中学校給食費等補助事業1,548万1,000円となっております。また、事業者応援として、事業者エネルギー等物価高騰対策支援事業6,641万2,000円、保育所等給食費軽減対策補助事業1,156万円などが盛り込まれております。限られた財源ではありますが、全体的に平等性を確保しながら、必要とされる方々への支援事業が盛り込まれた補正予算だと考えております。

次に、新規事業として、自主防犯活動促進事業200万円が計上されております。本市では現在まで、防犯カメラ設置に関する補助事業が行われていませんでしたが、県の補助事業と連携し進めることとなったこと、また特殊詐欺対策機器購入の補助も進めることにより、犯罪の抑止、地域防災力の向上を図ることにより、安心・安全なまちづくりの強化につながると考えます。それぞれの事業は一部補助という形ではありますが、防犯カメラ設置の補助は、今までの市民の方々からの要望に応えることができる事業ではないかと考えております。

そのほかにも、新型コロナウイルスワクチン接種事業や新規就農者支援など必要な予算が盛り込まれております。よって、今回の補正予算は、本市の実情をしっかりと把握しながら適切に事業を進める内容となっていると考えますので、賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第26号：令和5年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

いろいろ評価できる事業が含まれておりますが、住民税非課税世帯への物価高騰重点支援給付金について一言発言をさせていただきたいと思っております。

この非課税世帯の定義は幅広くて、私は違和感を持っているわけなんですけど、例えば、年金生活者においては遺族年金は含まれないので、高額収入のある人もこの非課税世帯に含まれます。また、世帯割などで該当したりしなかったりする方もあります。一方、たった年金収入が1,000円多いがために生活保護が受けられず、医療費も介護利用料も自己負担になって厳しい生活になっている人などもこの非課税世帯に含まれ、様々なこの非課税世帯のくくりの中で不公平があると思っております。

しかし、国からいただけるものはいただき、市民に還元すべきという考えから、この本会議の中で、県下での3分の1の自治体で交付対象世帯を増やす努力をし、世帯全員が課税者の税法上の扶助になっている世帯も追加している事例を示し、愛西市でも対象を増やすのかの質問をしたところ、本会議では取組をしないという答弁でした。しかし、委員会での答弁では、他市の動向を見ながら約400世帯の追加をしていきたいとの方針が示されました。今後、他市との情報交換を綿密に行い、早期に判断をし、できるだけ早く市民の元に給付金が届くことを要望し、また非課税世帯でも特に困っている方々への支援を優先し、今後行政運営をされること

をお願いし、賛成討論といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第27号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第7・議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）に対して反対討論を行います。

物価高騰対策のために行う水道料金の免除に伴う予算の組替えについては賛成します。しかし、令和6年度からの水道料金値上げに伴うシステム改修委託料については、現在でも高い料金が来年度の値上げで県内でも一、二位の高額な料金となる事態は、やはり認めることはできません。料金値上げを見直すべきだと考えます。その点から、システム改修費については反対とします。

以上の点で、議案第27号に反対といたします。

○議長（杉村義仁君）

次に、賛成討論の発言を許します。

13番・近藤武議員、どうぞ。

○13番（近藤 武君）

議案第27号：令和5年度愛西市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算の内容は、さきの議案第26号の物価高騰に直面する市民の経済的負担を軽減するための上水道料金免除補助事業に関連する収入の部分の変更と、水道料金改定に伴うシステム改修委託料として165万円が計上されております。

水道料金の見直し等について、答申では、会計に至る経緯の中で段階的な格差の是正を目指すことと、長期的な視点からも水道施設を効率的に更新し、健全な状況を維持していくために

はその財源が必要であることから、経費削減などの取組を実施していくとともに、水道料金の適正価格に改定して経営基盤の強化、確率を図らなければならないと示されております。水道料金の値上げは、市民生活に直結することになりますが、値上げをせずに破綻してしまっただけでは意味がありません。今回の水道料金の値上げは喜ばしいことではありませんが、健全な運営を維持していくには、理解して進めなければいけないと考えております。そういった背景の中で今回のシステム改修であると考えております。

今後の水道事業を進めていく上で必要なシステム改修だと考えますが、これからの社会情勢の変化、本市の状況をしっかりと見極め、市民の皆様のさらなる負担が増えないよう努力していただくことをお願いし、この補正予算に対しまして賛成といたします。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第1号（討論・採決）

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第8・請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、賛成討論いたします。

まず、インボイス制度の実施の中止についての賛成の理由を5点述べます。

1点目は、益税を理由にインボイス方式が必要であるという意見もありますが、消費税についてはもともと益税はないということが30年前以上の1990年3月26日の東京地裁判決によって明らかにされております。判決は消費税法自体で、納税義務者は事業者であるということ、消費税は預かり金ではないということ、免税業者に益税は存在しないという内容で判決が出ております。実際の国会答弁でも、消費税は預かり金のような性格のあるものという曖昧な内容で語られていることでも分かる通り、益税というものが発生をしていないということは明確であります。

2点目には、インボイス方式は1,000万円以下の免税業者を廃業に追い込む可能性があります。

す。一旦課税業者になると、例えば1,000万円の売上げで軽減措置があっても20万円の納税義務が生じます。軽減がなくなると運送業者、旅行業などサービス業では50万円の納税になります。実質、所得の1か月ほどの部分を消費税として納税しなければなりません。従来の記帳方式を変更する必要はないのではないか、そのように考えます。

3点目には、現在の10%、8%の税金では計算間違いが生じるとの意見もありますが、計算間違いは税務調査によって正せばいいことであり、記帳方式からインボイス方式に変更する合理的な理由にはなりません。

4点目には、外国の付加価値税の特徴は最高税率が20%から25%の税率で、取引によっては4種類以上の税率があるところもあります。そのような複雑な計算のためインボイス制度としているのであります。このインボイス制度を強力に進める政府のその裏には、最高税率を20%以上にする狙いが隠されているのではないかとということが考えられるところであります。

最後に5点目については、一方、消費税は、輸出業者では海外取引にゼロ税率のゼロ%の税率を掛けることとなり、国内仕入れの税額が還付される、そういう制度もあります。この還付は、大手輸出企業でトヨタ自動車は6,000億円を還付されるということを筆頭に、上位20社で1兆7,438億円還付がされます。2022年3月期の輸出還付金の合計は、およそ6兆6,000億円になります。このことは、政府が発表した22年度消費税収予算26兆円の何と25.4%に相当するのであります。つまり、消費税収の4分の1が主に輸出大企業に還付されて国庫に入らないというこの矛盾を消費税は一方で抱えております。この矛盾を解決することのほうが、より益税を解決することにつながるのではないかと、税収を上げることにつながるのではないかと考えるところであります。

以上のとおり、小規模事業者やフリーランス、業務委託の事業者に大変な負担となっているインボイス方式、また将来の税率アップが見込まれるインボイス方式については、導入をやめ、現在の帳簿方式を維持することを求め、この請願に賛成といたします。以上です。

○議長（杉村義仁君）

次に、反対討論の発言を許します。

最初に、17番・高松幸雄議員、どうぞ。

○17番（高松幸雄君）

それでは、請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書についての反対討論を述べさせていただきます。

請願文書では、今般の物価高騰が事業経営を圧迫している状況下でのインボイス制度が実施されれば、消費税免税事業者への新たな税負担や苛酷な実務負担が押しつけられるとのことでしたが、世界情勢の変化などの影響により生じた物価高騰は、インボイス制度とは切り離して考えるべき問題だと捉えています。

既にインボイス登録しないと回答したら3月で契約が打ち切られた事例が出ているとのことで、インボイス制度の登録事業者か否かで取引が断られる懸念を指摘されていますが、そのことがインボイス制度を中止する理由とは考えられません。

インボイス制度導入までには4年間の準備期間を設けており、売手と買手の間では取引についての協議がなされたものと考えます。

また、インボイス制度を導入される際の特例で、インボイス制度には猶予期間があり、制度開始から3年間は8割の仕入税額相当額を控除でき、令和8年から令和11年までの3年間は5割を控除できる経過措置の期間があります。

さらに、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策になるとのことですが、消費税は消費者などが支払った税額を正しく国に収めているだけで、消費税の増税ではありません。消費税は地方交付税法に定めるところにより、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものと定められています。人間が将来にわたり不安を払拭する税制でもあります。事業者は納付を行います、消費税の負担はしておりません。あくまで消費税を負担しているのは消費者であります。免税事業者にとっては、同制度の導入により優遇されていた消費税の納税義務免除がなくなり、不満が多いことは察しますが、消費者などが支払った消費税を納めることは、税の公平性、透明性の観点から必要な制度だと考えます。

以上のことから、本請願に反対とします。

○議長（杉村義仁君）

次に、14番・神田康史議員、どうぞ。

○14番（神田康史君）

それでは、請願第1号：インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の消費税の仕入税額控除を従来の帳簿方式からインボイス方式に変更することによる、消費税の免税業者への対応についての請願であります。

本文中に、つまり請願書の中に、新たな税負担や苛酷な実務負担の押しつけや、インボイス登録しないとの回答に対し取引先より契約が打ち切られたとの事例の紹介記事があります。しかし、原点はそもそも消費者、つまり私たちが支払った税が正しく国庫に納付されているのかどうか、つまり、先ほど高松議員が言われた税の公平性、透明性、納得性についての疑問が払拭できないところにあります。

なお、帳簿方式からインボイス方式に変わることで何が変わるのかについては、後でちょっとお話しします。

ここで、消費税導入の沿革についてちょっと触れてみたいと思います。

消費税の誕生は、平成元年、1989年、竹下登政権でした。当初は3%、その後、橋本政権となり、初めて地方消費税が導入されました。平成9年、1997年であります。5%、内訳は国が4%、地方が1%でした。そして平成26年、2014年8%、この内訳は、6.3%が国、1.7%が地方です。また、さらに令和元年、2019年、現在の10%、国が7.8%、地方が2.2%であります。ともに安倍内閣のときに成立し、このような移行をしてきております。

先ほどからちょっと言われました、消費税は間接税であります。昔から間接税の制度があり

ました。主に物品税というものがありません。同じ間接税でも物品税は物に対して賦課されるべきものであり、例えば車とかゴルフ用品みたいな俗に言うぜいたく品、しかし消費税は物及びサービスという点で違いがあります。

私の視点であります。税の課税には、1. 所得に課税するか、2. 資産に課税するか、3. 商品に課税するか、この3つ意外に課税の対象はないのではないかと考えています。1の所得に対しては、御案内のように昔からトーゴーサンピンと言われます。サラリーマンの10割、つまり100%、自営業者の5割、10%、農業従事者の3割30%、ピンは1割、つまり政治家の1割、これは何かというと、いわゆる国の税の捕捉率をいっていると思います。これではいかんということで、マイナンバー制度が導入されたと私は思っています。

次に資産課税、これが非常に規模が小さいと思います。あまりそんなに大きな影響はありません。

3番目に消費課税、商品に対する課税は景気に左右されることなく安定して税収が見込める場所です。ただし、消費税には逆進性という欠点もありますが、自己決定ができる自己選択性という利点もあります。広く薄く公平性と納得性を担保する消費税が、直間比率の見直しの意味でも今後進展していくのではないかと思います。

さて、話を戻します。

帳簿方式からインボイス方式に変わっても、実務的には帳簿作成で申告することになり変化はありません。しかし、帳簿にインボイス、つまり仕入税額記載の送り状、これを付することによって、帳簿の信頼性が格段に上がり、インボイスの添付がない取引は、その時点でその事業者が仕入税額に係る消費税を控除できなくなるということが、今までと大きな違いです。

ここでちょっと例を示します。

私が例えば高島屋で7万のスーツを買ったとします。そうすると別途消費税7,000円払います。当然高島屋には卸売業者があります。高島屋さんは5万5,000円で要するに購入した、つまり卸売業者が5万5,000円で納入したとすれば、5,500円消費税がかかります。消費税というのは多段階での納付制度ですから、卸売業者から5万5,000円で仕入れた5,500円は、7,000円私が払っている消費税のうち、7,000円から5,500円引いた1,500円のみを高島屋さんは国に納付することになります。今度卸売業者は製造業者、例えば4万円で卸売業者さんは仕入れたとします。そうすると4,000円の消費税がかかります。5,500円から4,000円を引いた1,500円を国に納めるだけで済みます。じゃあ今度は製造業者、原材料業者から当然生地、ボタン等いろんな必要なものを仕入れて作ります。仮に2万円とします。とすると2,000円消費税をつけて購入することになります。一般的であれば4,000円から2,000円を引いた2,000円を納めればいいんですが、ここで、もしこの原材料仕入業者が免税業者であった場合に、この2,000円が引けないというのが今回のインボイスの問題です。そうすると、製造業者は泣く泣く4,000円納める、卸売業者は1,500円、高島屋さんは1,500円、合計で7,000円きっかりと国に納まるはずですが、結果として、多分、製造業者は免税業者に対して、取引先から当然消費税分の値引き交渉、あるいは取引打ち切りによる廃業、あるいは自らが取引業者になるという選択肢が考えられます。

話題を変えて、そもそも消費税というのは、先ほど申し上げた30年から34年から35年前に成立し、もうそれくらい経過しているわけでありまして。消費税全体がおおむね社会的認知を得たと言える現在、従来から存在する益税を解消し、私たちが払った税が国庫にきちんと納められていることが必要ではないでしょうか。

税の公平の観点から、今回の請願については反対であります。文章中に2,480億円という記載があります。国庫に未納とすれば、これは看過できない問題だと思います。税の公平性を阻害するようなものでありまして、請願書には到底納得できるものではありません。

また、本文中に、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税の増税策とあります。しかし、インボイス制度は税率変更を伴わない増税策ではなく、消費税導入当初のゆがみをインボイス制度で解消または是正するものにすぎないと私は考えております。

以上のるる申し上げた点から、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（杉村義仁君）

他に御意見のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第1号を採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第9・議会運営委員会の閉会中の継続審査について**

**○議長（杉村義仁君）**

次に、日程第9・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（杉村義仁君）

次に、日程第10・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により、閉会中の継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**○議長（杉村義仁君）**

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので許可いたします。

**○市長（日永貴章君）**

令和5年6月定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に提案をいたしました条例の一部改正、人事案件、補正予算など各議案に対しまして慎重な御議論をいただき、また各議案全て御議決をいただき誠にありがとうございました。各議案につきましては、審議内容を十分に踏まえ、適切に対応してまいります。また、いただきました御意見などにつきましては、今後の市政運営に生かせるよう慎重に検討してまいります。

中でも、補正予算で御提案をいただきましたエネルギーや食料品の価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の皆様を支援する事業につきましては、効果が早期かつ最大限に表れるよう準備を進めてまいります。

さて、市内のイベント、行事につきましては、徐々にではありますが、コロナ禍以前のように開催ができるようになってまいりました。7月8日、9日には、森川花はす田で蓮見の会が開催をされます。また、8月5日、6日におきましては、各地区での納涼まつり、8月9日の平和祈念式、8月27日の市総合防災訓練など、各種イベント、行事が予定をされております。議員各位におかれましても、大変御多忙とは思いますが、ぜひ御参加をお願いいたします。

今年は、平年より早い梅雨入りとなり、梅雨明けは平年並みか平年より早い予想となっております。この時期は台風や線状降水帯の発生に伴う大雨による災害が懸念されます。6月2日から3日にかけての台風2号とそれに伴う記録的な大雨により、西日本から東日本の太平洋側を中心に甚大な被害が発生をしております。被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。本市といたしましても、日頃から防災意識を高め、万全な体制を整えてまいります。議員各位におかれましても御理解、御協力をお願いいたします。

結びに、これから本格的な夏に向かい、暑さがさらに厳しくなってまいります。体調管理には十分に御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されることを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

**○議長（杉村義仁君）**

これにて令和5年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午前10時42分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

杉村義仁

会議録署名議員  
第15番議員

鬼頭勝治

会議録署名議員  
第16番議員

山岡幹雄